

平成 18 年 7 月 27 日

協力企業作業員の負傷について

平成 18 年 7 月 26 日午後 4 時 20 分頃、2 号機屋外（放射線管理区域外）において、1～4 号機共用所内ボイラ設置工事の掘削作業に従事していた協力企業作業員が、土留め用鋼板の連結ボルトの締め付け作業を実施していたところ、ボルト締め付け用の工具が当該作業員の眼鏡に当たりました。その際、眼鏡が損傷し左眼に違和感があったことから、業務車にて病院へ搬送しました。

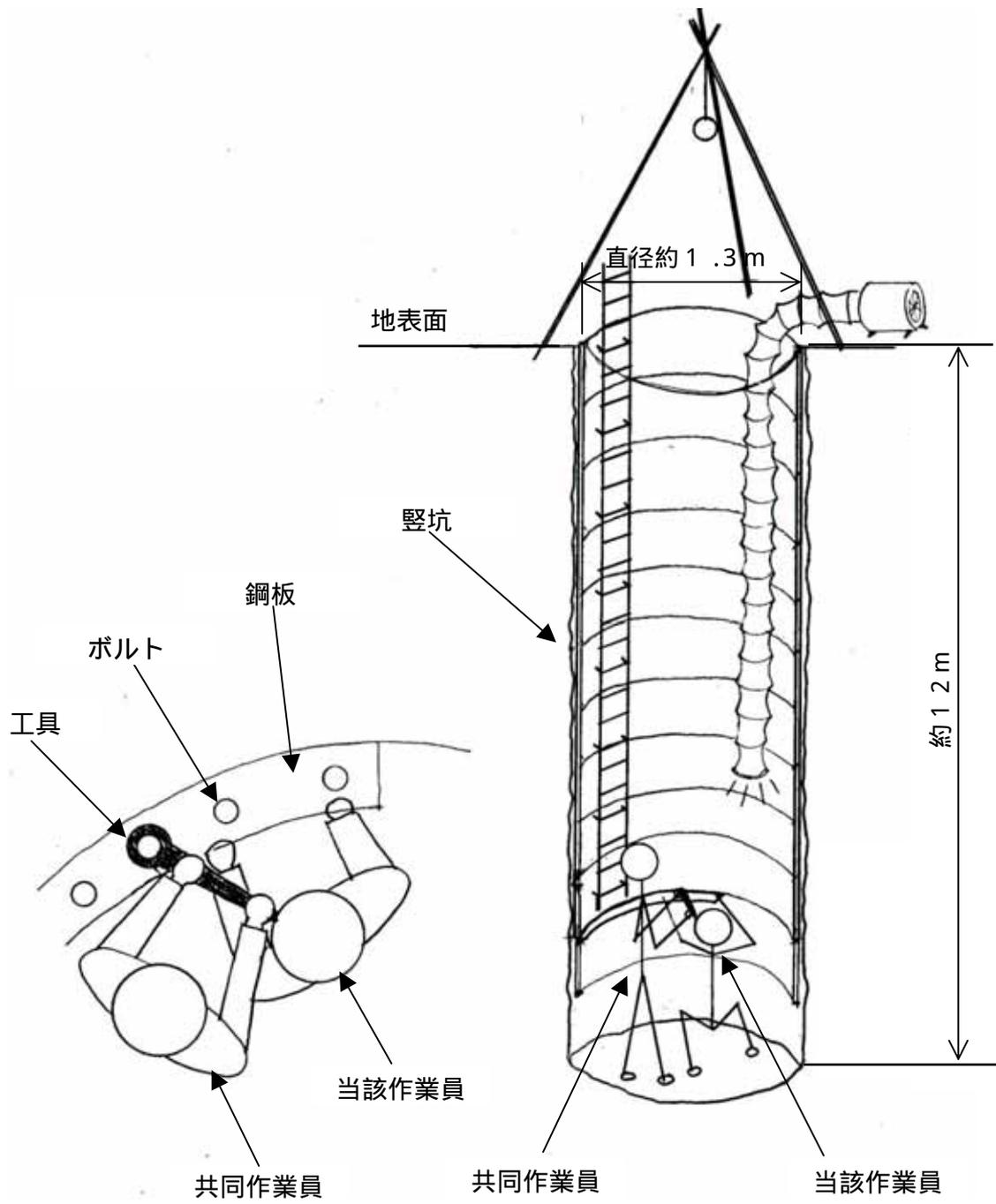
診察の結果、「左眼・眼球破裂」と診断され縫合処置を受けました。

確認の結果、共同作業員（1 名）が連結ボルトの締め付けを行った際、ボルト部から工具が外れ、誤って当該作業員の眼鏡に工具が当たり負傷したことがわかりました。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、注意喚起いたします。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上



作業状況図